改正三河後風土記

三編五

黄門侍郎

第
四

調査
年月日 昭和 年 月 日
品目
御仕入
場所
費
現

210
ナ
1-35A

波之戸後風記巻第五

目錄

一 加賀井泳郎事
一 両公軍部進發付吹戸陣之事
一 伏見城攻落之事
一 諸將軍議之事
一 某田家須賀付乗家仁勇壮之事
一 諸將上方發向付志田父子分手之事
一 丹後田辺城軍付動後藤秀之事
一 伊達政宗白石城落之事

愛知県文化会館
昭.33.7.30
35978
A210
125
35
1-35A

一　仙京ノ書要州ヨリ使ノ事
一　蒙上意光政和上移ノ事
一　明州法海禅寺ノ住持ノ事
一　神君小山御陣ノ事
一　城後国ヶ谷一揆ノ始末ノ武勇ノ事
一　同国之儀一揆ノ村上藤口後話ノ事

改正三河藩記　巻第五

加賀井泉八郎ノ事

播磨第刀吉鑑ハ先ノ城主ヨリ遠州濱松ヘ来テ　神君ヘ献ジ給ヒ　上方ノ形勢見来ル　上方城主ヘ伺ヒ御ノ上ヘ　上方ノ逆徒ヲ泉八郎ト名セラレ後　第刀ハ多キ城主ヘ地位ヲ府中城ヲ守護　七月十八日濱松ノ城ヲ発ス　見ヨリ先ノ石田治部ノ輔三成ハ大谷刑部ノ輔吉隆ノ計策ヲ用ヒ関東ヘ

秀頼公より少は同の上座と名付れ宮
を宮一其中を以て[illegible]と云家
豊臣家譜代の士加賀井一雲法名重宣
木村氏一雲秀宣と云者を密に招く
三家中に於て加賀井の父子[illegible]重宗先年
御四位殿の一味[illegible]濃州精兵の場を
守りしの秀吉公に改られ討死せしの
を方濃人せしの某拙者して右名されし
事頼よりの[illegible]は全某の力なり又木村
其方父伊勢守は明智光秀の家人なれ
ども深せらるへうしに大改革の為[illegible]

切腹は某種々と中宥るの人なれば先業
大祖を[illegible]場しに[illegible]頼内一揆の[illegible]
不頼没人せしもしの[illegible]を命の地を失
ぬは全く三家の[illegible]成を以て[illegible]
内府関東[illegible]
稲一関東へ[illegible]
なれば大恩[illegible]
[illegible]内[illegible]
よしや　内府を討の[illegible]
股肱の侍大将を[illegible]
成へしと中[illegible]

不肖ながらも捨扶持を賜ると
雖も武士の面目に何さま若の為の
一命を抛て志を述べしと返答し三成
大に悦び刀を授け是ハ敵ひとう三成殿
切れとの言葉を以て取出を出せとの
意しと云意を知らず一度変形云
ふ　内府へ見参の人思ひ設らひを
以て人強目を忍しのぶ宿へ参
上度の由申入れとも
神君いつて至る頼を信ぜん人数分とて
あ人ハ以前面もなりなれ共あ人カ
宗安を伴る木村ハ名を三成と共に
を若んと先を帰りたり加賀井ハ
少一緒なり八日一日七月十八日三州
吉田と云所に場所第刀よりて
加賀井殿ハ上度として此紙
関東へ上り申しの出合場所の上度の
なりなれ共大坂へ来て返紙を中上
上返一関東へ　内府公仰へ
なりて一仰奉公仕ない事ハ
内府公へ人ようも好くハ出家の
少しも場りを支をしく　内府公家光卿へ

相入候ふと申にて帯刀は先加賀井ゟ
頼とは若年ゟも斬られ其疵の恙なし
水野和泉守忠重刈屋ゟおゐて池鯉鮒へ
来り会合の頂来ゟり忠重は
内府公御懇意之事とは別懇なり幸ゟ
同道して彼人を相談も致へしといふ
加賀井彌八郎の事さらは近頃中ゟ
と申ゟり引返し翌十九日水野和泉守
忠重ハ池鯉鮒の里正備后方の家ゟて帯刀
を請待し懐ゟにて候ふ帯刀は
加賀井を水野ゟ引合せ来の物語ゟ

時を移し断くて夜ゟ及ひ加賀井は
其席を立ちて従者を催さしむ相の
案内を為致路口にて出会へしと密ゟ
云含め又元の席へ帰らんとし折節
屏風の陰ゟ様子を伺ひ帳の悪具
本つと倒るゝを旅人とし立騒ぐを合図ゟ
加賀井彌八郎ふと立つて只一刀ゟ水野
和泉守忠重を討果し其儘堀尾帯刀
去腰ゟ飛くゝるを去腰先引の恙たる着
刀を切しとなり加賀井を組伏せ
帳広の脇差を以て手の下ゟ彌八郎

を刺殺し水野の家人数人の間より叫ぶを
聞き大勢屋敷へ乗り込れば和泉守と
加賀井八切倒されて居るを見て吉蔵の
仕業と思ひ切掛つて吉蔵を討く
るを防ぎ吉蔵きっとなる者共と八態と
打決を潔清に携へる太刀を抜て大勢と
渡り合ふ為軍を不顧れるを加賀井の
和泉守を伐ぎれば第刀八ふ八郎を討
なりうろ者へとの事恩すれと喰ひ
とる水野の家人ホ是より捕られ場屋と
逃れなんと思ひ水野の家人数人

與八郎八最前第刀の加賀井を殺数人を
切るを見て其の様を見たる八重人を
討ハ加賀井なりと事恩すると後藤第
を押留て制したり場屋の家人高長伝蔵と
云者四郎の言を聞り此度小入られと
事除第刀八ハ郎らしきふ高長の方へ
引取と場所にて自殺仕候大小姓
伝蔵八也刀抜たる士共関を作
る人を肩よりけて此場を立退ける
高せ作るを第刀いろるを不為者有
ん水野
御中刈屋へ連れ帰へしと申ふ

家人とも皆入まじりて夜八長崎より一宿
聖世日ハ[illegible]松へ帰りて[illegible]藩治[illegible]を
加へ[illegible]出発の家人とも外面へ出れても先角
事実不審[illegible]の加賀井の死骸を改むる
に石田の[illegible]なり人に見せ
たるよし

八月廿日　内府為京勝退治有り向干
奥州重臣事　御自分被の家[illegible]
内府方不終ナ将一当出　於今深[illegible]
者為忠賞順地[illegible]
治[illegible]

慶長五年六月二日　石田治部少輔之[illegible]
加賀井治部殺

是ハ石田の奸計にて加賀井ハ利害と[illegible]
なりたるよ終に[illegible]忠を討ハ治部
少輔ハ[illegible]を討果[illegible]なるハ場[illegible]なりと
[illegible]月[illegible]
[illegible]

南公記石田進[illegible]

七月十九日　中納言殿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

より十五日迄逗留して江戸を出立太田原
迄まて出陣し景勝を待へしと兼て
定らるゝ所之趣随陪従の輩ハ結城三河守
秀康仁松平下野守忠吉仁蒲生藤三郎
秀行 菅沼忠七郎忠政 井伊兵部少輔直政
本多中務大輔忠勝 松平下総守忠明 石川
玄蕃頭康長 酒井右兵衛大夫忠世 同宮内大輔
家次 同与七郎忠利 西尾隠岐守吉次許
若九郎正次 松平内膳正家廣 松平丹後守
康長 千村 日根野徳太郎高吉 本多右近大夫
忠政 小笠原大輔秀政 同左馬佐忠脩 皆川

山城守廣照 織田左衛門尉成忠 佐野修理大夫
政綱 仙石越前守秀久 同兵部内膳正 長盛
小笠原信濃守民部 小笠原左馬大夫 氏勝 中ニて
秀康仁旗下にハ 多賀谷左近頼祥 水谷
左京大夫勝俊 山川民部少輔朝信之 並従
乃軍勢都合六万九千三百余騎 先手は
下野芦野鍋懸大田原佐久山一本氏家より至迄ハ
後陣ハ未古河 栗橋幸手以まて支へたり
江戸留守居本丸ハ松平周防守康元 奥平
九八郎家昌 青山常陸介忠成 内藤修理亮
清成 西丸ハ石川日向守家成 町奉行ハ

板倉周防守勝重物語加藤右馬之丞
忠刀十腰 脇差五十腰 具足十領
明し見せ申候 大坂御出陣を遂し免代官
伊奈熊蔵忠政 宇都宮城へ立ち
兵糧運送の事を仰付られ候 神君
仰付られ候 四人宮城二の丸へ入城
る力 何も当時長屋 長屋共三の丸
宮城へ小笠原兵部大輔 秀政
四万石を賜 人数一万五千人 城
へ入城 未だ城内へ入申候事

和田 城 共四日の内 地利 小田原の陣
同 中納言殿 小田原の陣
宮城へ 先手 宇都宮城
宮城へ 四万石 正信 忠八郎 長盛 八郎
小田原 小田原 秀忠
秀忠 秀忠 秀忠 秀忠
神君 神君 小田原 古代
中納言殿 中納言殿 宮城 宮城
忠氏

施至以ゐらるゝ先彼を召されて棟梁せら
れし歳く必定驚へくもやと中なれは
宇都宮へ甚由緒あらせらるゝ此信濃守幼童
の頃より振て寵遇甚しかりしに
中納言殿厚く顧を蒙り今年廿三才
数年の恩寵他に殊に甚しく
なる信濃守性質虚にして他念なく
貞心を執しける故に今般の事
中納言殿右吉晴当家の為忠貞の
心を尽す事甚深く知る所なり実心を
盡されしよしや吉晴物に振て告ひし支

振舞ふまゝせよ忠氏に限り吾其志を
知る故父として懇ろに組せる者に此
揖へて卒急の外ならひ事へしと仰
られしか程なく刈屋の水野か家人
出て返り来り忠氏を討しハ石田か判害
加賀井弥八郎に而ありける其時吉晴加賀井
を組伏即時に討れたる其功の早業
肩をも並ふる者なしとて加賀井
死骸の懐中より捜得たる石田か證状を
添て献しけるは後人の鏡一時に
敬し　神君より　中納言殿へ能人を

然りし右近思慮深き事に大感し給へる
給ひ遺言残し又　中納言殿思慮厚きを感し
落涙して之を謝しけるゝ故に水野
和泉守忠重か長子六左衛門勝成陣に
使して申けるハ早ゝ刈谷へ立越急に
出勢を催さるへしと命せられ刈谷の
家老上田清右衛門鈴木次右衛門同心右衛門
へも此書を渡させ勝成是を頂戴して
急き刈谷に赴きけり又常陸国水戸の
城主佐竹右京大夫義宣ハ急津をもより
一番の大名にて道一つにさしまふらひ

内実ハ上杉と石田とか一味の事なきにしもあらす
更に古陣の様子を見んへ縁としたる
形勢に法人不審し全て石田
治部少輔三成と一度としてハ給下されし
上杉景勝に密意を蔵す如し岩に順ひ
播て叛逆を企るより今我ゝ征伐
せんとし佐大将も甚く甚指揮に不適
常当地に気陣する如佐竹父子ハ急流
猶あるのみ古まは一番に古陣をへきと
ある如今に於て其形勢を見んへ佐人
錦を抛若又佐竹と上杉と一味せへ

古馬廻りとなるとの支ちらハ急ぎ人数を
引つれ城を攻ハ一番に伊藤代の
手始とせハ一実否を色まんと思ふ迄
ゐるへしとの沙汰之依所不宜思ふ
を城内へ入ると家光ゑ不大刃の御
大勢なる右ゑ列座して長ハ方を取
沙汰ゑ心剣なる者ゑハ元人の中
ゑてゑ少しも隠せしと沙汰用情ゑ
沙汰をし戦宜敷り親ゑてハ常流不義
妻子ゑ未ゑ者族とも皆大坂へ人質
ゑ一ゑ人ゑ上杉ゑ諸類と少へハ
未実否ゑ聞るとし若京勝ゑ
乗預ゑの為ゑ筆墨を筆るとも少へ
ゑハ華ゑ上杉を敬として古陣
せんゑを為之保京勝ゑ一味せ一不
非ハ　内府ゑ者を服ゑ少ゑ者ハ京勝
を接ゑて此数ハ仕ゑ愛ゑと敬ゑ味方ゑ
語ゑ者ゑ定らハ悪地ゑ迄ゑ言と抑代
佐竹ハ水戸笠ゑ七郡ゑ八十万石ゑ
領ゑ者ゑて関東ゑて四家ゑて強ゑ
者ゑ者ゑ者ゑ者ゑ者ゑ者ゑ者ゑ者ゑ
上杉ゑ5藩ゑ者ゑて敬味方ゑ

[illegible]
水谷城田那須左四郎の人々は佐竹の
押を命ぜらる小山を今度の軍陣と定
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

伏見城攻落のこと

七月廿四日小山出陣の其夜昏に伏見
城代鳥居彦右衛門尉攻落とて小者中の者

乃者共の仕業なるおもせしに其夜十五日
後の四日の夜なるべしと中なりの後月
おもて其方鳥居家にて八いの頃人動し
者あるこれ上聞不審に思召の由をらん
と仰せとて同の彼使者の姓名を中といく
定めて上聞不審の仰なりしへ其八須藤
左衛門とて鳥居の家にて一騎役の者にて
御子細のそうに侍るよおれ庄兵衛いも人
彦衛門尉の八名中へ中へき事の八いハ
とて上聞不審の仰なれ其中少て左衛門とて
招きて家せ者に尉を少其後白洲の

より三日七里へ　御茶へ付ひ後陣ゟ上總介
殿へ御茶ゟ注進妻細事回ハせ給ふ御旨
中々迄て退き三日七里へハ東ゟ宮居ゟ下須
上総介忠輝ハ御く成人引退内藤須賀重へ
出し大久保忠隣も小山より来着し是も上總介
對面して其中調へし　御茶へ中上忠隣ハ
東より上總介忠輝へ御き候り佐渡ハ宇都宮居より
須賀を召呼れハ引て其上方より徳川秀忠の事
公明より奉りぬ其夜東より上總介も宇都宮へ
御使より来ハさる是は先日の御事も安す其場来と
親るへ急ぎ候と命せられ三河守秀康には

今旦御備事として小山へ御出せられ明日暑
は那須表出馬有へしとて御旗先迄
御勢は帰らせ給ひしか小山御陣中まて
伏見表注進を以て注進しと言く上成
如何あるへきかと評議せられしかは本多
佐渡守正信ハ上杉佐竹の對敵東に構へ
西には大敵蜂起して前後より挾み討んとの
是申しき大事の出大方に罷をくは
叶ふへからす此度は先つ江戸に至り本城
御決定ありても中止中に御陣に秀康に
庭中来て小山へ御越有へしと申す秀康に

仰奉ると名付き小巳へ奉りなへハ仏天より
の授を上方出授帳記の事一番細の為信
を立て奉り為向後の為一紙を上方へ
為を出させなハんと又ハ宮をとり立られ
ハ上方を攻ー其後上方へ向ハせらるべきと
其方共あ奉り仰なると仰られ奉る仕
始く沈思せらるる思召の旨ハ如せ仕といへ
ども秀家の為奉る為仰ものおく上方へ
ものを賞ものを仰ー上方事ー心懸き者ハ
ものへハ授ものを仰ものもよと仰ものハ
神ー者の為ものを奉く我ものを和なと首尾の
如ー早く結婚へ帰り仕度あるべき旨仰ハ
おく仕ものへ奉津ものへーと仰ものを秀家
ハ順路ものを退ものー人数仕入ものを来りー
先御城中ものの松の丸橋をして防戦の
用意をものを中上ーハ 神君関白凡結婚
と云者ハ橋形をーものを橋を渡ー敵ハ通討
して敵の不意を討殺を入幸を家ー敵く
家ものこと勝頼をへき事なれ前初ものを
橋をして結婚をハ計橋ーと云へ者
亡仕ものを四後ものを経ものの帰ものの順を繋ものの
義経ものを入ものを仕敵を結ものと云ものを道理

なり伊丹には必落城すへしと知られしか
後に其砌に逢ハれしとて少人神算不
思儀と感歎せりとかや

諸将軍議の事

既ニ今度会津御征伐により関東へ
御供せし諸将を残られ小山の陣へ召され
井伊兵部少輔本多中務大輔忠勝両人
を以て御夜伽人衆当時居両人より中越
なるとも一々演説し兼ねてより親をも
妻子をも大坂へ差置る事なれハ定て
心元なく思ハるらん事ならは緒手次第

当地を引払ひ心まゝ登らるへし此方聊
恨ミ申まし合点なされ候へハ我等人々の事をも
故障致されん樽中原しふさきれハ執も
無盡に候ほと虚空蔵谷田辺と一味せられ
る事なかりしとも忠臣義は存せられ候へと
内府の心中より深く演説し諸将聊り只隔越
として未一言も出されすに及ハれ其時福島
左衛門大夫正則一人進出て内府公御前に出
我ら者妻子は差置候へとも今
時に臨ミ妻子ニ心ひかれ武士の道路達
申間敷と云ハれたれハ人ハ無気に正則に同

於ては身分を捨て　内府公の恩に報ひ
我頼公の為め大坂の大光寺に大義を
異にいんよ正則より頂戴しまして此
今日の変切腹の我頼公仁の結構なるべき
是迄之成私の奸名を防ぎして大光寺
の法大名を選ひ天下を傾んとすいろく
之成の下風よりて其下知を守んやと知を
放くやうなるに黒田甲斐守長政清地左兵衛
幸長細川越中守忠興加藤左馬助嘉明池田
三左衛門輝政の五人に云ふ一度の諸將
諸一同の所存なりしに井伊直政
仍て　内府公を中心なりく
つくん拙者共も於ても降服なる事如何
思ふ所なり　右の如くなりしに其身を
中上しに　神君其事に　れし
ゆへ　諸將尚おを深切の志願なるよ知
なりと仍て　家康公を心ゆるさるる
家康の時分なるも内の先者に此況をと仍て
乗入らせ今の其儀なく　右馬法下懐に
法下山是道所を以て諸將に仍て　さるに
名大坂了　其妻子を捨く尚家を思願
せんとの志願なる頼母敬盛なる知なり

御はし所を出られよ改入らく上方を討果し
こゝ後上方へ發向せへきと又ハ京都をハ
家康先上方の出陣御供と急へきと今日
各々方に申聞すなれは幸よ皆く洋洲
をて揃るへ一各洋洲へ引籠るへと
仰あされ出陣忠勝も其所よ出陣せ
と命せられる福島正則始黒田清水細川
加藤池田こゝ分一度の諸將勢力同名陣
表へ寄ハ捨置ハ汗時も早く上方へ出
お馬をて出られんとやまはと二方出
勝よ宮中に居る内ハ出陣の面持し

法師へ勅使出陣を宣せられる福島正則
今日ハ指別のようなるハ一度の面も殊更
出陣頂戴せしまし今日ハ
一度揃うやう一とて大度をして引連く
呑々るの服部の酒宴よ為る正則數盃を
傾け酔心よ為して黒田長政の陣をたき
為く中迄て石田ハ出陣の時切きさんて
者と一一度揃うやう出陣の事よ
家康公被仰出ハ其の外出陣ハ有馬
法師出陣法不例に跳ると入る陣を徴せ
し上意ハ　神君又長政出陣　法師へ

御對面ありて上方道中の順地を尋ねしは
東よ出兵をし揃へ件ゆゑ早く備揃ひられ
むよは、けハ為父子も早く跡より揃て對馬
殿へ　兵部中務両人と一所に先達て
登られ中村忠清洲吉田両城の事は
敵地の事なれハ東之両将先陣
致し候ふ所なれハ正則ハ居城清洲を
明け渡し御旗本を入置き申すへし　たとひ
先陣より又戦ひ利あらすとも十万の軍勢ハ資用粮食
五十年の備は十分なれハ御心安かるへしと
申上候所ハ福島池田両先手として

諸将殊ニハ此より清洲に籠陣し　我ホ
對馬守を御前へと御命しの上甚た山内
對馬守一豊ハ　神君御前に於て諸将
内を浮沈し各の掛川浜松忠氏
とは常に懇なり忠氏当年廿二歳ホ
少年といへとも智有る人なりハ山内ハ常
不ト　何事も掛川を思ひ無を御後見せしもの
人ハ日も忠氏の思ひ無を尊しつハ忠氏我ホ
我ホハ　御前此度對馬守と人申ハ御籠意
なき為我ホなりとも居城をハ明渡し旗本
勢を入置れ後陣を御心安く御居城さる

へしと申とハいふまでもなしハ此門ハ
おのく大なる威ハ実家の少名幸しめしと
称ス一名ハ此門福徳の信仰ハ
申ハ此門ハ遠く世ハ天下の大名ハ
一戦と申ハ天下の大名ハ
石田中なりハ長崎を門とハ
多勝ハ一人も多く
一人も書ハ
さん塔石具一忠戦を
城を
城ハ
東海
志摩
一豊
福徳
神名

光秀と云美濃乃牢人者なりまゝハ一人ハ桂を
おさ原へし人ハ勝政なとに殺せらるゝと
信長ハ法印殿ゟ勝利ゟ又ハ銀子も見へ公
たとひ上方乃諸大名悉く三成に一味すと
いふとも備前乃宇喜多前元の秀秋安藝の
毛利天性大身なり政宗の秀信ハ小身と
いへとも信長の嫡孫にて異にあらて宇喜多
毛利金吾も同く三位の中納言又に位ある
故なしとて常に座を争ひ威を競ふ
況や其余の人ハいかにも三成ハ少知を守る
つきへ人に對て其三萬乃知行も在頭ハ

世を治る者ハいへとも亂を定る器量なく
人を愛る徳なき者なりし一旦慶を招入所
とも軍中十万の兵を又却て敗北する基
なるへし所ハ御弟子ハ押へを置れ一日も
早く治る所をて出陣を退治して後へと
かよる　神君答て法印調のやく秀經才
魯業といへとも上方の諸将我とは何は魔
を前て雌雄を争ふへき者なし　五十日の
中ハ天下一統に帰すへしと宣ひ福島に
山秘前の黒田長政法印に康元の馬を
借り山岸道阿弥を急に出陣を申遣へ

急ぎ出し申す業

諸国家運を盛んに富ませ事

此度小西の加賀守殿公利を以て小西の
陣より第一番に出し事なれば万一合戦
守り給法表、如何せんと思ひ秘密事
毛利の面大先鋒分大坂を初め諸侯
中道なりといへども家康は敢て以更に用心
せざる所なり且小西は已に秘密を以て
西国大名多く従ひ事及遠の合戦
及ひ上方にて強勢の風説頻なれば急
表如陣の事は此門より及ひ小松の丹羽

大重事の出口なと以後一味の中仕り
事なれば事なれば能き国なり　小松
大重も面倒を密用　無益　紙筆申し改
中へ出し見届ける　内府公なれば早く上方へ
陣立を出さるべし　此へくしの事なり
神君此方　仕り　早く上方蜂起
乃事　此方へ出し仕り　家康退居の
一先此門　人数関東へ示す法特と
お使　上方豊臣方　一　其表
乃事　直ぐ法特　此へ　幸上方勢
出地　上陣　此へ　頼老　高

に御座候由申との御返答ニ付右京とは
彼使ニ無程加賀へ遣ハさる此右京ハ
利長ニは御舅ニて利長の家老太田
但馬か次男なりとぞ扨て諸将ハ評定
終り御本陣を退て後三河守秀康公を
御本陣ニ召さる御側ニハ本多佐渡守正信
一人侍座仕候其時秀康公御退出の節を
近く召て御つき順ニは上方へ御発向
なさるへしと宣ふ依て是より上方への押
たるへき者は其方の外ニハ此さまは
有間敷心得らるへしとの給ふ時秀康公

佐渡守も上方へ向ひ給ひ候ハ存よらぬ御事と
驚き御前へ進出今度上方ニ於ての
御一戦とやは天下分目の大事なり
御先手の諸将と申合せ軍功を励む
へき心底ニ御座候処御留守ニ至まんと
存るハたとひ其儀御換する共何分
御免御願申上へしと急度申ら
神君聞召其方申所尤の理なれ共
此度の大切の合戦ニ在之時ハ
留守居の役武功を撰て申付る事
弓矢の古法之其上諸大名より證人をも

頼るへき事ならハ諸人安堵の為其方へ
申付候して叶難き事也と仰られ秀康
仰られけれハ諸人安堵の為ならハ
右脇ら忠吉を留おかれ秀康をハ此度
可被召連らるへしと仰られ其時
おくの兵乱を鎮し諸人安堵の為のことならハ
其方申せし如く右脇ら一人残されても事足る
へし此度ハ其方申せし如く今度上方凶徒
誅伐として上る景勝会津の上杉ハ
手剛き者なれハ此者押を出
しては叶難し我等者嶋の陣まて

景勝大軍を率し働かる事もあらんには
若年の右脇ちからにて事済かたく存られ
候や但し其方自剛き景勝か押を申付
しては折中さるゝやと宣へハ秀康にハ
今度上方大切の手合に罷中さる条ハ
残念に存候とも此人の仰を取り
候へハ秋元に申とゝまり相模の地
是非に残り申へくにハ秀康の為に辞退申上
らるゝそれは此憚多く思召候へし白川より
此方へ景勝通出しも致させ申出てハ
案内に引きをかけ網をよくしく

室へは佐竹右京大夫義宣へ渡し
山城を上てき相も敵よりは紙こそ山
なのさまこそれ智よ勇を兼備天下泰平
尚家の治代ハ萬し世の基を開給ふ
人をとりてしも感涙を流しなるハ
神君も山城を給さる山城ハ敵を古望
山具足一領山九ヶ条也ハ御家ハ古氣
此具足ハ我ハ家ハ一の昔ようの
戦場へ出給ふとも一領も脱不
御身を足をさる具足ハ領秘蔵する
不なるとも其方へ与古切の為ものと

[illegible]ふるのよう其方へ譲り也しいと揚り
なるハ義宣ハ家康ハ感を謝し是ハ
相こそ東洲相の地大将ハ義宣と定
られ伊達政宗ハ義宣ハ前ハ相馬
等ハ佐竹ハ御のあるよ帰よ為て皆
しむ 天文実記 春雲集

諸侍ドもの為後の為田父子ハ
其後ドもの為後ハ佐竹御陣の行列
を作おさる一の先陣佐竹義宣細川
越中守忠興田父ハ京極侍従高次加藤
左馬助嘉明佐竹ハ義宣 [illegible]

法下人を数法下箇井伊かたの富田信濃
古田左兵衛小輔稲葉兵部人
左兵衛佐宗元市橋
下総守より井伊兵部少輔
南多十郎左衛
右人を召連らる二の先は池田三左衛
清秀長男
堀尾信濃守山内對馬守
有馬法下豊臣左衛門中村式部大輔一柳
監物西尾隼人佐
九月長門守ホ七月廿六日
廿七日より肥州を廿三日廿九日備前より御発
一番ゝ人数を仕ノ
八月朔日二日ノ武州を廿三ゝ廿法
小山を御立せ候
是四長門より

乃事を立て急進ようと独り言ハさる
事を為ると也
是四ハ武州原木ゝ此陣ハ
小山陣ハ
第陣ハ
ようと
内府ハ
元来ハ
万一
ハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

小谷を攻る戸田川肥後守康田左兵衛尉七月
晦日より濃州小牧を発足せり濃州
岩村の城を田丸中務少輔供奉せり
元来伊勢国田丸の庶流なり
代々勢州田丸に居住せり天正の比
太閤の弟しなり補生の稚下
家一名なりなり五万石を領せり
補生義伊賀伊勢を割らるるなり
田丸八郎義を以て亜系なり
岩村の城を攻るなり人数関東
下向せり総大名石田三成と一味同意

乃者ゆくは年こはかをこ拙なるへ
と仰下さるる田丸八郎事伊勢の経意
旧義なるを者よい伊勢分限なれ人数の
報逆誠よ蝙蝠の分なりといへとも
事なおしくハ上方へ帰り伊勢のなるる
果を乃者ヤ人数に衰ひ敗を揚りハく
なるへくなるとなる　神君少名
甚之ハ小島の流船なるく新田殿心なり
なるく上洛　三成を乃者へしとて刀
をおしのし是ハ是を利刀と名付と
せるへ　我ハ刀を立田　き山も

此人とて四の角下され候ハ中勢補
足ハ勿体なく作すと云ふ頃義
して武士道なるべく一命を捨る迄の
志なりと嘆ぜり七月廿六日小山を
こえ岩村へと急ぎ宮ノ五四郎
昌幸始め従者なる佐之次男左衛門佐幸村
ともに会津の四陣の為に急しく
小山にて会津せ一知石四ヶ家老を
以て上方義兵を挙る真田太閤の
四恩を忘れ奉頼公の四恩を忘れて
忠節を励まば天下一統の後信州一国
を恵神せらるべしとの事と伝く昌幸
は小山より三四郎昭の此所より父子三人
会集して安房守ハ右熟世の為
を案ずる知り行家康頼公へ對
体報を企て此事一大事と思ひて
仕官大名石四ヶ中迄を乃ち全く
家康と共の人々悉一命を捨て
義兵を挙ぶ大害を深んぬれ
忠体是ハ真田の家運を開く時なり
色々と相談へ三郎右ハ上田へ三郎
故の色を引んべし此ハ信濃へ帰城し

秀頼公ハ幼ク忠義ヲ[illegible]家康盛衰
ノ基ヲ[illegible]ハ[illegible]ト云伊豆ヲ以テ伊豆ニハ
一先長柄ハ少ク見ル[illegible]ハ[illegible]集ヲ[illegible]
ハ年頃　内府恩ヲ[illegible]
[illegible]忠義ヲ[illegible]ヲ[illegible]
関東ヲ[illegible]上方ヘハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]　内府ハ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]太閤[illegible]
又[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]
公義ヲ[illegible]天正ノ頃[illegible]上田
ヲ攻ラル[illegible]時一旦父君武功ヲ[illegible]

[illegible]ヲ切[illegible]ト[illegible]
[illegible]　大軍ヲ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]大[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヲ

と云ひ其組を改すハ此一却と刀の柄よ
りをとるる事ハ先て幸急せとるべしと
我ハ君の為死んとする大切の一命此
のほか何思ひ残すこと有まじ父母白眼
あり父安房も其間よりて出入中不君
一昨日の秀頼公ハ此大事今日より限
りなしとハ伊豆ハ其儘小山へ立帰り
安房も夢ハ出ハ出るよ小山より赤坂へ
上州沼田よりと三家より此船の渡をも休
せんと伊豆も家の浦へ使を立て品幸
ハ　内蔵之小幸須賀谷へ石田治部

一味後一ハ出へ立帰り組織せハ兄悟ハ
今ハ此の服色の為討死一添とも一人
せとやとなりと中是ハ伊豆の妻を
や走伊豆ハ　内蔵方よりへいろ父君
ハ出ハ出ハ入る事十ハ人ハ
内田屋の内家を中付豆ハ休息一
多と結女とも多勢旅宿よ老ハ一寄逗
て寄ようなて有る其方ハ城中よハ
家老ハ多ハ一結ハ多死一与歌枕
を撰ハ多ハ逗ハ今歌の多事を詩
おくと安房ハ出ハ立ハ家

[illegible]

[illegible]

[illegible]

て一向に一ト幽斎の孫與一郎忠隆は父
忠興の孫より会津へ下向せんとせし
叶はざるを歎き祖父幽斎を恨み先ず豊
後路に立ち幽斎上方の陣に動かぬ事を
なすべき旨申せば武器をも
防禦をも一切無用なる会津へ下るべしと
教訓せしに與一郎は七月中旬丹州を発
をなす若樓より船にて大坂に
て一応小濱の城を本丸若樓を勝俵
内府の旨体方なるも断さるべしと其節元
之助五郎左衛門松田又兵衛一與一郎

関東へ下向せらるゝを其儀城内を出さんも
いつくなりとく後世を以て其時中納言
與一郎洋宮一と其侍を業内と
矢田部坂をこへ名田庄川を渡り小浜の立へ
押出る沢村才八吉を後殿にして浜より
乗り叶船を乗り我が幽斎法名の位牌を
迎を八路を回り時日を移さへ又七八時
小濱の町へ帰りて態と後世山の禁猟の
明日を時不知の家連て伏原湯屋に
をり遠拝仕不仕候事 ようて先ずの之と一応
了ぬ一とうや之よ之刀各豊物孝和與

の乱より薩州二刀谷の口を塞ぎ代々二刀谷と
称する四家父淳心久持八毛利家ニ
仕ふる祝策神の時　神君ひろうなく
招きせめしかハ腐よ糸渇せしうち輝元
の不審を蒙り西国没入せらるゝて毛元ハ
其ゝ豊前罷なるしハ安国寺恵瓊一亡ふと
輝元の不審晴やしハ豊前途方ハ久く毛利家
ゆり吉田ハ長束治部両治を数ゝ吉田山ニ
閉籠せり毛治ハ幽斎の縁なりしかハ
毛治の推挙ゆゝ二刀谷も今ハ幽斎の
恩過を蒙る事一年須臾なりぬ今ハ必後

蜂起ようて安国寺ハ二刀谷を大谷坂の
陣方よ入金んと様ゝ流説しいまし
二刀谷ハ幽斎年頃の芳情をとゝこし
難く思ひ四好の家のる郎ホ右衛門
を以て七月十五日の夜四方ニ
糸篠一軍波を激るゝ須臾ゆ
支人大坂ゆゝ自害ひりとの沒を聞
大坂ゆて細川ハ数よ宝りぬとゝ深謀
故ゆる世へるよて幽斎名よ世へ
四老二男の妙答二刀谷豊前を大将ニて
大ゆは二刀谷玄年次国吉郎左衛門ハ

福寿院妙高相はをうしめたり大坂より
の注ものハ小野瀬家物を始七月廿日ハ
丹後より攻入て田辺より一里此方なる
福井の山より陣を引き翌廿日細川家人
麻地方より和ヶ崎福井の方へ寄
たるを見て福井山より谷右衛門等
二手に分て海方へ引き沙汰を聞き三刀谷
豊前守殿の手勢四隊より引き
見て前田谷横合より討て来るを八幡
口さと一町ほど川越て敵陣を
迎へ来るを山陰の伏兵三刀谷無之と始

沙汰ありけるに寄る豊物も見て逆
前後より横へ敵を討れ又三谷余人多
勢にて敗走し又敵ハ豊前守の者に年
伊勢甲賀の者をして谷右衛門方陣中
火を放させ谷の者を大に扱り怒と
首を取ハ敵内へ川越し七月廿五日ハ
多く大に攻とり一回に攻囲むに豊物
かしも居せし大将のよろの馬を乗安の曲を
る明し三義の用ハ仕るもいハ動せしと
流しさして扣るに谷右衛門方へ使者を
形く急に堀を乗ん事を求ハ豊前守始

堀兵衛尉久家、上洛して、家を[illegible]と
力を[illegible]一族戦[illegible]小舟木義[illegible]
[illegible]せしと攻[illegible]堀[illegible]
の首を[illegible]討れたり幽[illegible]
大[illegible]
[illegible]十[illegible]
攻[illegible]
[illegible]抑幽[illegible]法[illegible]弓矢[illegible]物[illegible]
[illegible]
[illegible]天下[illegible]多[illegible]多能の

名人中にも殊に源の道を深く古今和歌集
二條家の秘決源氏物語の奥義を悉く
学び[illegible]我身戦死せん
[illegible]道絶[illegible]
紹巴親王[illegible]
[illegible]
物語共一代集[illegible]大内[illegible]
[illegible]

古今[illegible]
[illegible]世の中[illegible]
[illegible]の[illegible]

と云歌をいてて[illegible]又鳥丸右大臣
光廣も年頃師資の契源[illegible]

歌書を一冊より纏く爲丸に遂げたる

藻塩草書集出る源とあて

昔よりいと和歌の道

是後烏丸右大臣光廣　勅撰として十度

[illegible]　光利中納言輝元石田治部少輔

三成ほか沼を他へらるる文禄の大和魂

皇邦の風として天地開け始りしより

此百年の人よ動迄長く他まで他より

人古の夏をも歌の心をも知まる人息

矣なん事なも別家の歌こいるまるしく

此矣入迄差出るん他まるまるべしとの

少事之輝元始末以も聖旨深く時

勢を考し軍馬を引く小牧木を始多は法師

なるよ沼を他へ軍をとるもへしと今に他

田也ともて法師ハ是之城を人を最期と思

切く籠城せ事せるまハ多なもまく

[illegible]　此也又邦へ少へ[illegible]

[illegible]之際西方を実際北後山田也へ

勅撰として矣四一迄よ　勅命よ逆

其城を遂ないとの事ハ此矣畏り

[illegible]　少城を遂よとの倫与矣

[illegible]の習し遂愁よハ[illegible]　蕃天の小

軍士の源王士王法より起りと云事なり
取分まして徴城の名を以て彼服の
いろう天竜の森を崇まいて遠勢
つゝ陣つる八きどゝ七〻城を去く
言理より彼なる是の九月十二日の事之凡此者の
父子兄弟夫婦も後世帝家の四方より忠
を尽せども其をもとし〻まし八関ヶ原一戦後郷中も
忠興豊前一国拝り三拾七万石を頂しなる
此所八郡より豊り仁和寺の傍より遠なる草庵
を結び風月を友としてあり度者なり
仰帝家天下をたもつせのつ將軍の宣旨

書らせのつよ及八代法不足れ家代の公方
家より仕へ帝国の主職なりつ八郎井左を更
世侯を崇八され其代の事をも崇世八礼
をも演せ〻めらるゝ去八帝国御宮の礼儀
武法の儀式仕八是定たり〻支多つ事し
とゝて

太閤豊臣秀吉

仰達政宗四石高城御覧をこゝ事
仰達政宗六月名護屋乃伝代
陣後の始業有順八名護と大牙接壌八地
なるまゝ四先へ発り防戦可意仕旨と彼
乃飛揚り名護さ大坂を後〻岩城お馬を

屋敷ニ七月十九日岩山城ヘ下宿せしうえ
小山ハ降伏を乞ひ降伏をしるしたる
政宗ニ遣ス忠の者を入まして主従表の形勢
所存を知白石の城を甘糟備後ハ其妻の喪
を賞もとく主従ハ弟を城主ハ嫡子
治部宗忠見死ニ付ハ弟を城主ハ嫡子
政宗ハ一日休息して廿日
白石城ハ政宗ハ伊達小国ハ陣ハ廿三日より
治部ハ進ルより石田豊前代勢ハ出ル
治部ハ為ハ伊達

嵩く陽戦ハ急ハ城を攻撃ハ一揆
伊達治部中国大学山ハ常刀木村年人先
ハ敵ハ中
討死ハ治部ハ馬ハ城ハ入まんと年山
見捨ハ中陽宮門ハ伊達中国ハ
馬を扣ハ見て中国大学ハ行家の
武者振乃ハ安ハ行家ハ木源左衛
使ハ合ハ伊達ハ及ハ
ハ早く其門を焼拂ハ
ハ中国伊達ハ焼ハ

さるハ一心安くハを焼拂んハ何ら安く
此と返納して後を遂一首う城を
家を為る遂と為敵をこれ城を備後は
会津表の一戦を心よりて白石を攻撃
ハ其上城内反忠の者ありて家ものを
引入るるハ女子を改宗被なく品城を
奪ハ此ハ行時も早く薬川の城を攻る
へき先陣ハ先く此方を為るとの
神君ハ上方の逆徒蜂起
ハ迫日ハ会津を先上方へ討く出せ
為ふと為改宗も会津順へ事を
此一一先く東道へ立帰り手ハ少ハ
為へ一と仰付さるる

慶長記に曰

作京器書奥州に使す事

其後作京国書昭綱を奥州仙達政宗ハ
許へ使命せらるる八月廿七日作京小山
為一ハ奥州へ下向一政宗ハ作の方を
使へ一ハ会上方出陣討のなり小山迄已
日為ハ上一仙上方出徒蜂起の分へ
ハ上方を為て急ハ上方の出徒を誅伐
せんとす作ハ関東ハ徒奉の為ハ

皆内侍方として軍談を定めらる政宗
以下近臣ハ内侍方にて白石城攻撃の評議を
順思右といへども上意蜂起の風説を聞て
京都より一味せんやの者共少なからんと
との四日を過ぎし政宗彼の仕人は
知らん政宗より於ては未だ其心なるべからず
之二の内侍方より内侍の内へ近日より八千倉備後
福島を攻させ其ハ策略を授受て四日より
内へ内侍と云書状を上せ給へ
内侍いう外浦を攻さるべくハ相之三日之
沙汰共心なるべき浦を見定べく

内侍忠義を中へ出さるる中へ言らるる成行
是ハ三日迄て浦流中へ上と政宗仕て
うつ浦急慮の切節いうよ意なるべしとて
三日の内侍より者や多く中少なるべ
程後しなるべ書其日ハいまだ四日政宗
是断取らんと浦後しなるべ書中ハ
たとへ政宗ハ志を変せんと云とも家老共の
心中計難しとの仕とといへ政宗取り
家老共方ら政宗中少せ申ハ
是も同く其心ハ者ら迄ら其浦書中ハ
内侍中さまし政宗之二の内方とらくハ

定て主従順逆を糺し一家勝し給員を
筆に尽しがたし然れども其故は
我が心を上方に攻上るに於て出陣の準
石田三成を誅滅せんと五人の利害其
第一は三成人となり強傲にして怪へ
つのう一旦権柄を執て絶て不和の恐れ
軍に利あらん第二は切腹の義を
薬如一義頼の命を矯りて己が私意を
行ん一絶て天下を簒奪せんと一旦
其勢を張て猶後に大閤恩顧の輩
絶て石田の実情を探知に諸侯解

を聞一第三は三成近来怪しつのり
ものを振舞ひ諸人怨恨むこと七人の
大名一味して三成を討果さんとせしを
知て扶て佐和山へ留置させ其老職を免
しむ其上詩改を以て法度を三成を怨者
多し第四は三成傍輩を以て法律を誤き
已天下の権勢を奪んとせりといへ一味
乃輩は大身の屬にあり誰か彼の下風に立て
甘んして其指揮を請んや第五は凡天下
国家を治る人仁義を本とし叶へ難し三成
て一私名僧を立しいへとも仁義の道に反

小も知らぬ是利を得へくさるれ著く物ホ
使くとうなる様二十日の内ゟ様二成を謀せん
事 然なし 彼ハ京勝沢の後ハ怨て
謀家せん事 躍を四らんへくらん 人政宗と
京勝ハ我覇の争ひ 一百一政宗利を失ふ
京勝我の雲を得 嫌よて我覇らん
結婚 爾生ホの婚儀を遂んとすれとも
政宗ゟ切掛事ハ 極密ハ中ニ支へくこ
屋 其時政宗謀を蒙し 出奔らんと
するとる 一旦政軍の後ハ会戦仕難ふ
我ホの思ふゟ 政宗ハ敗の恥を奪て 勝ゟ

岩ゟ海の要害を ホ ハ京勝政宗ゟ事ハ
思ひもよらぬ 其間問題を入て京勝ホを
出ると ホ ハ 其面ホを 得ん家人 ホの妻ゟ
を生捕と 風流させ京勝 ホ ゟも 捕ハん
関東を 出て下らんとせは 政宗謀を 蒙
京勝 面ゟ 政宗ハ 要害ゟ入り 義り
若又京勝 後を 捨ゟ 沈ゟ ハ 結婚 爾生
宮 城宮ゟ ゟ 遂り 政宗後を 出 せ
京勝 大軍之 京後の 敗ゟ 之 退 を 失ひ
消 れらるゟ 生捕るゟ 此二の 外 ゟ へからん
との 覚悟と 中せハ 政宗 ゟ 一 ゟ 畏らん

只今陣屋に対面郡と岩城との両国の道
出雲をしへんハ事を好しといへ共後の
上代いろてう遠宵仕へ申とやしに其後書
私の物語の中にハ　内府殿ハ上杉
ハ一族ハ家康殿ハ政宗と揚られとの合
よいのへ古来歌地の四判ハ巻さまし給うと
人へくいとしいハ政宗大よ矢ミを合ミ給ふ
るたる事ハ事しと云書又ハ家康の
今の事ハ前生の四順なるもハう陸奥の
四ちかみのおを以く事ハを安堵給ふ
思よへ事ハ事ハ雅号の名ハ十郎の内

六郎ハ始より政宗よりさるハ　しいも
四郎ハ前生と政宗切れと修行らへ
他ハ表行者ハ小身としに若年とい
とても歌　雅ハ　其ハ乗行よ
上方ハて二ケ国も揚り云ハ順ハ殘られ政宗
了ハさるハき四郎と出者ハ
細　物語ハ政宗其頭色ハ雅ハ
其判ハ頂載ハよ　やと云書ハ
雅ハ　と云其頂茶道の家道ハ井
家董義久見新ハて家ハ来ハ
内府ハよ　ハ　ハ　ハ

[illegible]
山器志摩と共に[illegible]
[illegible]
[illegible]

を以て山形より菊亜姫を迎ひ取り義家卿
猶ほ甲斐なき事なれば義家卿
結城越後守義清の娘を迎ひ取り
志賀伊豆守
義家卿大に怒り
山形より新庄へ
山形の城を攻て
義光は
吾妻郡
義家卿
義光
義家卿
義光
義家卿
義光

家康は東西の石國を二度と諍を合せ東西の
兵を率て必勝の利を計らるゝ所の國西の
諸大名皆一味せるゝ事なり抑當家は右國
八百余年間の四海混一
なりしと雖も天意人心共に疲れ
寡を以て安を去れる故なり然れども
尾張國天の授る所なり當家の長久を
願ふ人せ給へる故家康は二度の合戦に
勝て中昔の経略を遂ぬ此時に中さる
如く一理勝きに非ざるも敵の為に
四海を捨て憂も有もなく人心の
去へきに非ざる故家康は石國を切君の
為を偽て私の為を為せんとすと云
ふ説は元内府殊教滅亡時を思へ
ら以て我君位の如く家康は一味
なへき事明なり　去程に以て上意と
内府切の思召なれ共諸侯さの似たり
以一味の思召なれ共諸侯を思召せの
内府を疑ふ故内府も諸侯を疑ふ
ハせ給へなんやと申義尤も也と雖
組を許害せらるゝ侯を捨て
国家の思召なれ共上意は最上

最初より一味のものを以て先ず出張の思
をなせり家康いうまもなく最上の心を
好つらんと計らひ其後再び山形へ使を
送り先ず義光に一味せんことの旨
返言たのもしく思ひ給ふ事ハ莫大なる
秀頼公に対し奉り不日に家康を誅伐仕らんと
存じ候の由為為たりとしいへとも御送り
をもって金銀数十匹弾馬数匹了
頂戴仕り山形へ参上義光ゆゑて吾
上洛の用意の返言せ一ハ府の計異
なり彼の今度金銀を受用せ其世の用体

了一ハ内々不実なるやうに聞及ぶ金銀
を送り返し申候一と合一なるよ事元
豊家形りそこの方へ心ハ今度金銀を
送り返一ものハ家康の怨最初の最初一味
の返言酒ものと家康一事ハ今銀より
及ひんの基元一思ひ返ハ家康ハ最上
一味と決定させ其事 関ヶ原合戦の
上ゆて味方ハ東軍へ移り申せ候
上移家より始らく金銀ハ家康謝礼
清酒の味方の上ハ十年を前より
内々出へ内へと深き義光心ちと

同急一人服をはぎ取り御下の士卒を
殺し一人は傷を負ひ残り一人は行方
義光の源く　神君の旗下を盛に
一たゝの御数多ありて其始織田信長武田盛
なる時義光を威名を慕て来る伊者
をもらせ十寸五下の良馬を駆せ時
神君も織田信長の降よりおちて
義光ハ足利部部義光の源
ハ清和源氏義光六代伊豆守家義の二男
源頼朝義頼の後流代々の名家
より一統に伝らまし　織田信長も礼を厚く

甚後者をもて好する義光大に面目を
施し給ハ全く　神君能面目せしめ
給ふ故　又義光の最愛の長女を関白
秀次公より求めを関白ハ源氏の
設らるまし　関白聚楽にをりひし時
長女も関白家の女房なる三指六人四く
六陳行事に於く首を刎られ一ツ穴に
葬て高野山と名付る義光悲歎
深りなく服を越られ歯をみ去関の
残忍を怒る事なく好ず
義光も関白と一味し謀反の企好きと

清水寺ニ参詣ス　右剣大ニ感ノ
ヒ　義光ニ謂テ曰ク　汝ハ
神君ノ欲シ給フ所ノ剣ナリ　速ニ
献ズベシ　義光ハ　神君ノ御ヲ中セ受ケ　甚
悦ビ　其剣ヲ受ケ　自身腰ニ帯シ　家ニ
帰リ　家ヲ捨テ　自身髪ヲ剃ル　ナンヲ
思ヒ　定メテ　天正ノ比　奥州一揆出退治ノ
為　神君ノ御出馬ニ　義光二男左馬
信ニ十歳ナルヲ　右具シテ　陣ニ参リ
出家ヲ奉願　神君大ニ怒リ給ヒ　家ヘ
不帰　支度ヲ　と　辞シ給ヒ　ケル

頼ニ　法ヒ　給ヒ　ハ　出家ヲ　ス　ル　ヘ　右具
ノ　ヒ　元服　サセテ　少将ト　名ノリ　家督ヲ
給ヒ　ヲ　ル　ク　ル　ニ　親ヲ　ル　ク　ル　ニ　親立　ヒ　ル
親ノ　強ヒ　ル　ル　ル

進退まへきりの深さる位く山形へ就等
出ー南郡位清る利道五千人秋田郡七郡
実乗二十六百五十人戸沼七郡郡改盛
二十二百人南叢深七郡義親四百人六郡
当庫比改宗二百人南尾深次郡二百人仁加保
当庫物部識百八十人滝津刑部郡百十人
内蔵深郡（左右衛門）光隆六十人岩石当庫
平人凡一万千百人と少へり凡一様
の血縁ーて文よ其ー公遠書ー
とく盟書を義光く捧く義光信時と
軍議ーく我ー六ー事の間道をへく宗清へ

攻入へーー名八第庫口を防ぎらるへーと今
ーなもへ仰ぎ出ぶの位ーるへーと言う
位く義光八陸奥ー清和ー義家ー
六千百人を率ーー第庫口ー向ー南郡
位清る利ー茂隆とーー若山形を後ー
茂隆ーよ陣をとる五騎凡一万七千六百
余騎とーや強よ石田二成宇喜多毛利
等の大光を始諸大名を動めー方出後
大よ蜂起ー貴人の指を攻固むーの
風説を聞て些ー大よ驚きー方陸よ
諸方動乱よ及ぶく我ーの順用を定めく

一接強孔叶り雖一一先不顧よ之作り
万るの面目の無後悔も角と叶るへしとて
無大將義之へ一九右よも及ハス陣拂て
退散す星見嶽後疑地嶽茶臼山地
名義光の為よ為ら迫田の法將名
仰をう沼たへ法命神の名しも上方
強勇を少と其法當家へ一九右よも及ハス
是を孔して迫田事書以四將雖一
義やと行とも内色をての事ら叶雖
拙くとも迫田を討果んへ一とせ名ハ
義光少ら海ホ中不把なもとる迫田の

法將頂地名乗れく思ひ陣中まるも
之記ことも云雖一人見を計んとせな
情方も却て敵とせら敵よ向と何ハ
ちもしとも成へ一生涯を大さ心を一致
よ一一命を忠義の為よ拙ん是迫のハ
たとへ迫田の法將敵よ降参ま所とも
九のみ拙ちよ是ら九と思を已して
中者もハ名其命よ少雖くて退ら条
義之家人よ丹地無之者といる者は
九年よ為ひ一らと心到なる古兵なら
ら故義光人ら一大事の所なもハとて

今出の書面を写し申す事
同じく近衛の法橋上方の譜代を少
九郎も九郎殿出陣を引揚て今出書面
近く来られを見られ加賀の人々出を受て
上洛より一味一揆と見へたり我苟も
義光の跡を嗣ぐ少年を固めみる様
成り者をおめくとも見へきとあるを
固め様の様子を聞き弓鉄砲を
上へ出よ強を多く立て
武者数十人伯を組ん
法橋無之事へ方へ使を立て

通さるへ一先不順へ之儀り一揆を治
為古明寺殿少年容あて此方へ無之事
ひ申しきを此方へ無之事ゆ
ようと思せとも申知なきゆ
中事叶上意ふしと通さす法橋
少て組ふ叶関寺殿て
ともに後組叶組しと
してあるよ義光ゆ使者ゆ法橋
を見へしと申知なしゆ無之事へ
言ゆて本方を聞き武代して法橋を
見しゆ様ゆ組りたると見へ鉄砲

多くハ棒ヨ縄を結ヒ付ケ大縄をうたり
小笹の根ヨリ生ヒ茂ル上の山ヨリ立たる様ニ
赤白ノ帳ヲとりまき木の枝ヨ結ヒ付ケ人
或ハ女童部迄ヲ集ヘ陣林ノ中ヨ忍ばせ
ヲ置く大将の吉軍と見せ掛ケ安宅の
時ヨ百ての勢揃いと法人見せ掛ケ
ケリ 家忠日記 巻業

神君小田原陣ニ参陣

小田原の陣ニ参陣して万機ニ渡り活躍し上杉
景勝の抑ヘとなし二方ヲ武蔵に備ヘ置き三郎
秀忠ハ里見安房ヲ備ヘ内藤左衛門尉

慶長 吉野那須大田原大関芳賀伊王野
千本福原那須七騎都て二万六千人を
引卷ヒ踏ミ潰ス佐竹右京亮義宣
並て他国ヨリ多勢ヘ攻入ル事ハ
更なり其ヨ多田治兵衛を
され三百ヲ以ヒ杉本
伊豆守佐一を大将として横井筑井
南家の一族数千の人数を率ヒ上野ヨ布川
下総させ子ヲ以ヒ結川山城ヲ出ス右京
亮田中ヲ那須右京亮田原備前ヲ出ス
下毛ヒて佐竹ヨ備ヘ岩ヨ沢ヨ

仁達政宗中村の古馬也つも義胤山形
ヲ一義と義光林彦ヨリ戸沢九郎左衛
門盛頼ヨリ平岩ヲ平沢親治之義ヨ
リ相馬新次郎一生勝国ヨリ種村左衛門忠
矢代ヨリ名古新左衛門左衛門忠政小笠川ヨ
リ相馬又八郎忠利義一相馬淳五郎盛胤
は宇都宮ヨリ来リ上杉押の勢ヨリ加ハリ
秋田東左衛門実重津軽右京亮為信ハ
南部ヘ来リ上杉と殺の所為也ハ
ら又佐竹木村ハ山道ヲ一ノ班ヲ立テ
伊達家代宮ヲ敗北ヲ不ヲ出ハ此道

冠ヲさしんよハ　中納言殿ヲ敗ヲ給ハ道
自由ヲ出ヘ[illegible]ハ彼山頂ヲ本陣千次郎
義就ヲ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]と却ヲ
佐竹ヲ心伝ヨ命セラル心伝ヲ千次郎ハ
思ヲ出ヲ者ヲ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
之者ヨハハ其家老ヲの中ヨハ才覚の者も
ハヲ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
平ヲ山村茂ヲ東馬場ヲ茂ヲ三人ヨ
為ハ[illegible]ハ[illegible]ハ此三人能心得宮の城と
しハ[illegible]ハ[illegible]ハ四ヲ郷民ヲ[illegible]ヲ[illegible]
後入[illegible]ハ為ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

了一市を分て三百余人一揆を催し所
領者なる家人代官ホ三ヶ所を攻し一味
押寄せ矢鉄砲を充ハせ押入て大坂方の
者共大勢討死り其外大坂へ志ある者共
を押寄せて討ル今ハ本多佐渡殿ハ
千村山村馬場三人の働抜群なりと四
郎兵衛殿三人とも三千石宛賜る本多佐
渡殿二万石ゆさぶしる羅ゆえ沒落せ
られ生ると人々家老共の切るよう石迄
さる所者ども悉死せ一こそもうれ者ハ
翌八月五日より出馬伊勢を引拂ひ

伊勢へ帰らせ給へ一と仰せさる其頃
秋霖日数を重ね洪水一栗橋の舟橋
押流一多ハ代官渡せん事を仰ル
是ハ長谷川藤兵衛殿の仕置の役利の為
舟橋を架させらるる一こと方ならぬ
上代最初の舟橋入用なり一とくし女房ら
ひ所よりの一西葛西へ出張四月廿東
伊勢へ出張仕る葛西多賀谷と申ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

内府公上方の御蜂起すと聞くに大な
驚きかし早く人数をしたがへらるべと思るは
智の足らざる所也今　内府公急ぎ上洛
なハ世上ハおてしてをのゝ心ゝんと
思ふと御しむよハ天下ハ遠く　内府のいまよ
前ハ一番勝て文こゝ出陣ハ遠くハ
屑をひそめくたりとて　中納言秀忠卿
宇都宮より帰国ハ城普請と聞給
ひしる　天文実記

城攻は小谷一揆ハ城攻ハ
城攻ハ籠城ハ治ハ遠くと云義ハ

ゝ多の大勢たり俗て一揆御ハ春日山の城
ア集ル一軍成せ孤城ハ城攻物
世間ハ四月中旬ハ世ゝ多ハ
漢てハ云ハ先代義政ハ故太閤の
ゆて今世代ハ大法度とるせ
重く世ゝを謀ハ此ハ
此ハ代ハ今家康ハの諸勢実ハ義勇公
ハ忠義ハ大先ハ
企らるハ家ハ家康ハと一味ハて
天下ハ為義ハを挙ハ代ハ
世間ハ世ゝ多ハ明一ハ

織田家の内意をうけ迫て異らせのふ能よ
古剛天下を掌握せんとす及び衛異西の諸
侯中の豪傑を欲のし何年計ふるとも
るへきと雖も敵を一のしとしといへは
豊臣氏も亡るものなるへしといへとも尚義治
公兵を豊臣の物心見へて世方の諸太閤と思
して到大事を頼しのしの世意を接のしてハ
武道の義を立て海と深し豊臣氏義を
知し豊臣ハ今日大光を引の企を実よ義新
公のいなと四海ての海と少も合く義新と
内心実心とう義を掌るの此し来

若年とう戦場の勝敗を計るとさのを論
言は一方の国し弱を好さし来の思者よ
ほせらるとよりとう自侯豊臣の為
惣領おとして津川口へ出津せ一方
之侯峰地して　内府も出州小山より
軍を備しのへハ伊達篇と場おるも知へ
備り来く以ものとして豊臣義治
も春日山へ帰城とう信く世話豊臣ハ嫡子
作案豊臣ハ之際を守を口留毋後を
豊臣ハ坂戸の城村と周治を義明ハ
知義の城津口治者を豊臣ハ新発田の城

小倉藩領内の神社仏閣八十余の内、神社四八、寺院
像尾の地蔵菩薩を祭る観音堂、八幡宮、春日山の地蔵堂、
豊前国宇佐八幡宮、豊前国三社宮、豊前国利生
井明神宮、小倉の法持院、秀頼公の位牌を
奉られ、早く成治をもって家格に一條
ぜられ、しかる豊前宮、豊後の人、芝又右衛門、
俗名と家、よく成治を諫めしと、豊前
国宇佐の社人、寄り利生に
なる方へ、寄り利生に
なるように、一條を
なるように、世上の噂なくと

なるように、世上の噂なくと
なるように、一條を
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ
なるように、何とぞ

ゆえて元芳の弟血氣の壮士豊下の接伯
して小倉を救んといへ共人も小倉の押寄
たる諸侯民一揆と必死なる同盟の者ども
四面を囲み焼撃ち押寄せるに小倉
城に人数少くなる四方敵ばかり四周分ハ
皆人なきと一揆共の為に敗北して一揆共
城内を分せさせ敵ハ人の勢を知て小倉の
城下ハ已に焼もたりとやく一時もお急け
者共と商下馬に集りて多勢千八百人を
率し八月二日の暁天に城戸の城を打馬し

行程九里の道地に到る小倉に品喜ると
聞て一番に小倉ハ猛ハ党を少てなる
城ハ是迄に五十余人木戸を厳く切て
敵に対し戦ふ大勢なれども是迄に対
きう一揆共ハ増を対九う凱平を囲ハ城法
ハ勢を迎撃さんとし丹後守豊前ハ
強うし士卒隊伍を整へ用心と謹を定め
討ふ一揆ハ老功の小倉をさへ討れたり
若輩なる丹後の行程の事いかんと力を
尽して御へしも豊前の毅勇さ元芳
を三日分聴へ必ず勇を振へハ御ハ必死な

城ヲ攻ル一揆の大将九田右京亮ヲ討ル
ハ新発意浄敬長ヲ渡シ四郎の川西ヲ
領ヲ立ル居たり亜多見ヲ見て少勢ヲ
ヲ以攻ル也敵ハ出敵ハ出ル出ル敵ハ山中
敗馬ヲ乗ル山中ハ四日市の川ヲ渡ル
ヲ以ル新発意浄敬長ハ一揆ヲ下知敵し
ヲ鉄ハ交ヲ又出ヲ田川ハ千石
[illegible]敗走ス亜多見勝ル第一番
ヲ一揆の者五百余級討ル小者ハ多勝ル
生捕ヲ[illegible]者ハ亜多見ハ者ハ下知
ハ勝ヲ守ヲ[illegible]ハ四三日坂戸ハ陣陣
ヲ[illegible]ハ亜多見ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ亜多見ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ亜多見ハ[illegible]ハ[illegible]

一戦於[illegible]首[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八月九日　秀忠

[illegible]

越後之衆一揆ハ材之源ハ後[illegible]
[illegible]
[illegible]

清正、本願寺顕如、毛利輝元、宇喜多秀家、七ツ方ノ
同時ニ一揆ノ大將ニ出ル事ハ、遠ク聞ヲ
いとも遠ク出ル事ハ、阿加川（若狭ノ国ノ内ノ川ノ名ニ有ル事ハ若狭陀川ノ事ニ有ル歟第記）
隙詭ヲ設ケ、ヲ象トシテ、一揆ノ押ヘ方ハ、一揆ノ
此ノ如ク、寨ヲ築ク、芦原ノ体ニ、一揆ノ人
設ケ、ヲ象ク、防戦セントシ、村ニ溝口ノ方ノ
二十余人ヲ以テ、体ヲ延ヘテ、一揆ノ前ヲ
北ノ夏百ヲ十余級ヲ、如ク、二里ヲ、ノ、柵ヲ
トシテ、ノ、ノ、ヲ、ヲ、ハ、実ヲ、ヲ、一揆ノ、ヲ、ヲ、ヲ
柵ヲ、ヲ、ヲ、ヲ、村ニ溝口ノ、一揆ヲ、ヲ、ヲ、ヲ、ヲ
二源ヲ、二里ヲ、ヲ、ヲ、陣ヲ、ヲ、一揆ノ、ヲ、ヲ、ヲ、ヲ

二源ヲ、西ノ、ヲ、形勢ヲ、見ル、ヲ、者ヲ、
村ニ溝口ノ、ヲ、ヲ、ヲ、ヲ

語ハ一源を新出り其郷と云者ハ多き
故なり故に是を刪去りぬ初老探者
者の際よ多く論ー至り保て尽
風

改正三河後風土記巻第二終

拾遺

愛知県
1103264713